



支部ニュース

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
相模原支部発行
相模原市中央区中央3-8-8
(桐生ビル 2F)
TEL 042-751-9396

迎春



・写真は「富士山」

年間標語

**危ないよ 声を掛け合い 安全確認
つなぐ言葉で つながる明日**



年 頭 に あ た り



神奈川労務安全衛生協会
相模原支部
支部長
大村 兼司

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。会員各事業所の皆様には、日頃より相模原支部の運営にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、昨年4月に支部長という重責を仰せつかりましたが、相模原労働基準監督署をはじめ、諸団体ならびに会員事業所の皆様のご協力のお蔭をもちまして、令和4年度の事業計画を滞りなく進めて来られましたこと、重ねて御礼申し上げます。

昨年令和4年は新型コロナウイルス感染症の第6波の中でスタートとなりましたが、令和5年も同様に第8波の中でのスタートとなりました。当感染症との戦いも4年目に突入することになりましたが、この3年間で多くの戦い方を学んできたことで、新型コロナウイルスは得体の知れない相手ではなくなってきたと感じております。マスク着用・手指の消毒・こまめな換気などの感染予防は、家庭や職場でもすっかり習慣化しました。今年こそ感染予防を行いつつも、徐々に以前のような日常生活や様々な活動が行える環境に戻る年となることを心から願っています。

さて、相模原市における労働災害ですが、2022年は第13次労働災害防止推進計画の最終年

度となりましたが、残念ながら全産業で死傷者数の最終減少目標を達成することができませんでした。職場の仲間が災害に遭うことは、決して看過できませんし、してはいけないのは周知のことです。災害には必ず原因があり、二度と起こさないための再発防止の取組みを事業場全体で考え、それを継続して確実に実行する一人ひとりの強い意志が大切です。職場そして仲間の安全と健康はすべてに優先します。引き続き、リスクアセスメント、KY、再発防止策の確立と実行を事業場全体で徹底し、相模原市における労働災害減少を実現していきましょう。

また、昨年の相模原支部の活動に目を向けてみますと、全国安全週間地区推進大会などをはじめとしまして、各種講習会にも多くの方々に参加をいただきました。コロナ禍ではありましたが、自事業場の安全衛生管理の維持向上を目的に、必要な能力の開発と人材育成に多くの事業場が積極的に取り組まれている表れであり、大変感謝しております。経営層から一般層の一人ひとりまで、安全衛生を学び、感受性を高め、自発的に正しく行動できる人と職場づくりに、引き続き取り組んでいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本年も会員事業場の皆さま一人ひとりが、安全にそして健康で生き活きと働ける職場づくりの実現のため、相模原労働基準監督署をはじめ、諸団体のご協力を頂きながら、効果的な事業計画を推進してまいります。

皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

会社を取り巻く環境測定のお手伝い

- ◎作業環境測定 ◎排ガス測定
- ◎空気中の溶接ヒューム（マンガン）濃度測定
- ◎水質・大気・騒音・振動・臭気測定
- ◎土壌調査等
- ◎排気装置点検代行業務
- ◎その他、各種分析測定

作業環境測定 機関登録 第14-45号
計量証明事業登録 濃度32号・音圧レベル第4号
振動加速度レベル第17号
土壌汚染状況調査 指定調査機関
建築物空気環境測定事業登録

名称：MHIファシリティサービス(株)
相模原工場・施設管理部

MHI_{FS} MHIファシリティサービス

〒252-5293 相模原市中央区田名3000(三菱重工業(株)内)
TEL 042-762-1035 FAX 042-762-7740

「更に、一層幅広いお客様のニーズにお応えするため工場・施設管理部は会社分割となりました。詳細はHPをご覧ください。」



相模原労働基準監督署

署長
山田 能啓

令和五年の新春を迎え、(公社)神奈川労務安全衛生協会相模原支部及び会員事業場の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働基準行政の推進に、多大なるご理解とご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

昨年は年末にかけてワードカップカタール大会が開催されましたが、その実況中継の状況を見るに、世界はすでにポストコロナなのかと実感するところでありましたが、一方でウイルスの特徴でもある感染者増の波は、もろに年末を直撃した状況となりました。本年は、オミクロン株の特性も考慮しながらのウイルスとの共生、新たなコロナ対応が求められ、徐々にコロナ前の通常的生活状態に戻っていくのではないかと推察されます。

経済活動が活発になるのに相応して労働災害が発生する機会の増加も懸念されるところでございますので、新年を迎えるにあたって新たな気持ちで災害防止に努める必要があるものと思います。

さて、昨年の労働災害を見てみますと、休業4日以上労働災害の件数は、昨年11月末日現在の速報値では神奈川県内は12,538件、当監督署管内は1,013件で、いずれも令和3年の同期件数を上回る状況となっています。新型コロナウイルス感染症の件数が含まれて

いるとはいえ、同件数を除いても令和3年と同程度の件数です。また死亡労働災害は、昨年11月末日現在では神奈川県内では23の方が、当監督署管内は2の方が残念ながら亡くなっておりませんが、一昨年と比較いたしますと減少に転じており、本年はさらなる減少につき皆様にもお願いしたいところでございます。

労働災害の事故の型を見ますと、神奈川県内、当監督署管内のどちらにおいても「転倒災害」が一番多く、次が「動作の反動・無理な動作」になっています。これらの災害を減少させることは一朝一夕にはいかないことは重々承知しているのですが、対策を講じるとすれば、リスク軽減という観点から、職場のつまずきや滑りやすい箇所を洗い出して対策を講じることや、作業者に不安定な姿勢や無理な作業を行わせていないかチェックするという地道な作業が求められます。一方で、地道な作業は得てして形骸化しやすいものでございますので、皆様方におかれましては今一度安全衛生活動がセレモニー化していないかを検証いただければと思います。

昨年同様本年におきましても、当監督署は、労働災害防止推進計画に基づき労働災害を減少させるべく種々の施策を推進し、また働き方改革の実現に向けた取組を展開していく所存であります。

皆様方からのご支援とご鞭撻を賜るとともに、貴支部及び会員事業場の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

地域医療支援病院

がん診療連携拠点病院

災害拠点病院

臨床研修指定病院



神奈川県厚生連
相模原協同病院

診療科目

内科/呼吸器内科/循環器内科/消化器内科/外科/呼吸器外科/精神科/心臓外科/血管外科/糖尿病・代謝・内分泌内科/血液内科
リウマチ科/消化器外科/小児科/乳腺外科/皮膚科/泌尿器科/産婦人科/歯科口腔外科/腎臓内科/整形外科/脳神経外科/眼科/形成外科
耳鼻咽喉科/リハビリテーション科/放射線診断科/放射線治療科/病理診断科/臨床検査科/麻酔科/救急科/緩和ケア内科/神経内科

移転しました 〒252-5188 相模原市緑区橋本台4-3-1 TEL 042(761)6020(代) FAX 042(713)3525

ホームページ: <http://www.sagamiharahp.com> E-mail: postmaster@sagamiharahp.com

労働基準監督署 からのお知らせ

各種健康診断に係る結果報告等について

労働安全衛生法等に定められた各種の健康診断を行ったときは、その結果に基づき個人票を作成して保管するとともに、その都度、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に遅滞なく提出する必要があります。

1. 報告書の種類について

事業者が所轄労働基準監督署長に提出しなければならない各種健康診断に係る結果報告書等には、次のものがあります。

- ①定期健康診断結果報告書（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ②有機溶剤等健康診断結果報告書
- ③鉛健康診断結果報告書
- ④特定化学物質健康診断結果報告書
- ⑤石綿健康診断結果報告書
- ⑥高気圧業務健康診断結果報告書
- ⑦電離放射線健康診断結果報告書
- ⑧四アルキル鉛健康診断結果報告書
- ⑨除染等電離放射線健康診断結果報告書
- ⑩有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（※1）
- ⑪指導勧奨による特殊健康診断結果報告書
- ⑫じん肺健康管理実施状況報告（※2）
- ⑬心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（常時50人以上の労働者を使用する場合）（※3）

※1 下記「2. 歯科健康診断について」を参照。

※2 じん肺健康管理実施状況報告については、当該健診の実施有無に関わらず、毎年12月31日現在における管理の状況を翌年2月末日までに提出。

※3 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書は、1年以内ごとに1回提出。

2. 歯科健康診断について

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に労働者を常時させる場合、事業者は当

該労働者に対して、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、歯科健康診断を実施させる必要があります。また、歯科健康診断を実施したときは、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に遅滞なく提出する必要があります。

令和4年10月1日、歯科健康診断結果の報告書が新たに定められました。それに伴い、従来使用されていた定期健康診断結果報告書による報告はできなくなりました。また、常時使用する労働者の数に関わらず、当該業務のある全ての事業場が報告の対象となりました。

3. 報告用紙について

報告用紙は、各労働基準監督署で配布していますが、厚生労働省のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

からダウンロードすることもできます。ダウンロードした報告用紙を印刷する際には、以下の点にご留意ください。

- ①読取機械で直接読み取りますので、編集等は行わないでください。
- ②印刷用紙はA4普通紙、白色度80パーセント以上のものを使用してください。
- ③拡大・縮小はせず、原寸大で印刷してください。

なお、次のような用紙は、機械で読み取れないため、使用できません。

×規定のサイズと異なるもの。

×複写機でコピーしたもの。

×従来のOCR様式。

4. 報告書の提出について

各種健康診断に係る結果報告書について、昨年実施分のものが未提出となっている事業場は、早急にご提出いただきますようお願いいたします。



冬季の転倒防止に集中！！

現在、神奈川県労働局及び各労働基準監督署では、「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川2022」を推進しています。事業者の皆様には、転倒災害を防ぐため、以下の項目を再度点検いただきますようお願いいたします。

- 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
- 4 転倒を予防するための教育を行っていますか
- 5 作業靴は、作業現場に合った対滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
- 6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを、標識などで注意喚起していますか

- 8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか
- 9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

自主検査の事後措置の徹底について

各種機械の使用に当たっては、その整備不良等を原因とした労働災害を防止するため、事業者や検査業者（特定自主検査は登録検査業者等に限定）が法定項目の検査を実施し、当該検査で異常が認められた項目は、当該機械を使用する事業者が責任をもって補修その他必要な措置を講じる必要があります。神奈川県内では、特定自主検査で認められた異常を放置した結果、重篤な労働災害に至ったという事案も発生しています。事業者の皆様には、自主検査において異常を認めた項目については直ちに補修その他必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

なお、異常を放置した場合、労働災害の発生の有無にかかわらず、労働安全衛生法違反として処罰される可能性があります。さらに、異常を放置した結果、労働災害を発生させた場合、厳しく刑事責任を問われることがあります。

経営首脳者セミナー



11月25日（金）に相模原市民会館3階第1大会議室において経営首脳者セミナーが開催されました。当日は会員事業場の事業運営に携わっている経営首脳者43名の参加がありました。

神奈川県社会保険労務士会の中村相模原支部長、神奈川県労働安全衛生協会相模原支部大村支部長、神奈川県労働安全衛生協会本部古屋専務理事によるご挨拶の後セミナーがスタートしました。

第一部は、相模原労働基準監督署の山田署長より『労働基準行政と今後の課題』をテーマに基調講演をいただきました。講演では、相模原公共職業安定所の児玉所長

も登壇し、お二人の掛け合いによる楽しい雰囲気の中にも、人材の確保や育成に関する各種施策など実践的な内容について分かりやすくお話いただきました。



第二部は、相模原市精神保健福祉センターの岸川氏より『自殺の現状と「ゲートキーパー」について』をテーマに特別講演をいただきました。自殺による死亡者数が交通事故による死者をはるかに上回る現状のなかで、ゲートキーパーが果たす役割の重要性について、具体的な対応例を

動画で紹介することで分かりやすく説明いただきました。「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。事業場においても、1人でも多くの方が、ゲートキーパーとしての意識を持ち、それぞれの立場でできる事から行動することが自殺対策につながる事が理解いただけたことと思います。

（労務部会 杉山 記）

事務局だより

新年あけましておめでとうございます。
希望に満ち溢れた新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。
昨年1月より新スタートした当支部事務局は、皆様のご協力を賜り順調に運営することができました。本年も事務局一同、より一層努力致しますので皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

当面の事業予定

- ☆第3回安全衛生推進者養成講習会
1月19日(木)、20日(金) 9:30～
会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第5回安全管理者選任時研修会
2月2日(木) 9:30～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第2回衛生推進者養成講習会
2月13日(月) 9:30～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第2回特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
3月7日(火)、8日(水) 9:30～
会場：市民交流プラザ
アミューあつぎ
- ☆第5回職長教育講習会
3月22日(水)、23日(木) 9:30～
会場：市民会館 第2大会議室
- ＜2023年度＞
- ☆第1回新入社員安全衛生教育講習会
4月4日(火) 13:30～ 会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第2回新入社員安全衛生教育講習会
4月10日(月) 13:30～ 会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第1回安全管理者選任時研修会
4月20日(木) 9:30～ 会場：市民会館 講習室
- ☆支部定時総会
4月26日(水) 15:30～ 会場：市民会館 第1大会議室

◎新規会員の募集◎

相模原支部では、会員事業場の拡大に向け、相模原労働基準監督署管内で未加入事業場の加入を促進しています。近隣の事業場で未加入事業場がありましたら勧誘をお願いします。
また、加入希望事業場がありましたら是非事務局までご一報ください。

編集後記

皆さん、新年明けましておめでとうございます。新年を迎え、会員事業場の皆様方におかれましては、益々ご清栄のことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は世界的なスポーツの祭典、FIFAワールドカップカタール大会で日本代表の活躍がありました。史上初の8強という「新しい景色」はまたしても見られなかったわけですが、W杯優勝経験のある強豪ドイツ代表・スペイン代表に勝利し、グループ1位通過したことへの評価は高いと思います。次回大会で日本代表選手と一緒に新しい景色を是非見てみたいものです。

2023年の干支は「兎」になります。十二支の中の兎は、後足が長く飛び跳ねるイメージから飛躍の象徴とされています。また、子沢山であることから子孫繁栄の象徴であるともいわれます。新しい年は飛躍の年にしたいものです。ただし、「二兎を追うものは一兎をも得ず」ということわざもございませぬ。くれぐれも欲張りすぎないよう謙虚に過ごしたいものです。

さて昨年を振り返れば、ロシア連邦が2月に開始したウクライナへの軍事侵攻により、天然ガスをはじめとしたエネルギー価格の高騰、食料品価格の高騰などその影響は世界中に及んでおり、先が見えない状況が続いております。事業を取り巻く環境は厳しく、各会員事業場におかれましては、更なる企業収益の圧迫、人手不足などへの取り組みを行わなければならないことと思っております。そして、そんな厳しい中であっても労働災害の防止や職場環境の整備は決して疎かにすることがあってはなりません。安全衛生や労務管理に携わる会員事業場の皆様と積極的に意見交換を行い、相模原支部を盛り上げて行きましょう。

さて、最後になりましたが当支部会員事業場の皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

(安全部 大貫 記)



相模原地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

＜小規模事業場向けサービスの内容＞

支援は全て無料です！

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) 神奈川産保 で検索

相模原地域産業保健センター
〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3
商工会館新館4階
Tel 042-707-4225 Fax 042-707-4227
E-mail : sagamiharasanpo@gmail.com

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 Fax 045-410-1161

独立行政法人

労働者健康安全機構

